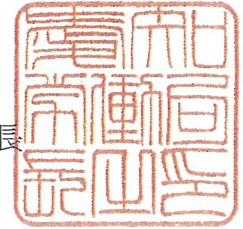




愛労発基1025第5号
平成30年10月25日

(一社) 愛知県産業廃棄物協会
会 長 殿

愛 知 労 働 局 長



職場の年末安全衛生推進運動の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、安全衛生対策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

愛知労働局管内の労働災害による休業4日以上死傷者は、長期的には減少傾向にあります。第13次労働災害防止推進計画の初年度である本年度9月末現在において、前年同期比で5.9%増加しており、安全衛生管理活動の更なる強化、活性化による災害防止の徹底を図ることが必要となっています。

そのためには、まず経営のトップ自らが先頭に立って安全衛生管理に取り組んでいただくことが重要です。そして、実際の取組みについても、単に労働者に注意喚起を促すだけでなく、災害を引き起す危険源を的確に把握し、その危険源に対してリスクアセスメント手法を用いた評価・対策を確実に実施するなど、具体的な対策を講じていただく必要があります。

これから年末の繁忙期となり、各事業場では、未経験者の労働者を採用することも見込まれます。これらの労働者が忙しさや作業に不慣れなために労働災害を被ることがないように、別添1の「平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱」に基づく取組みを実施することとしました。

つきましては、貴団体傘下の会員事業場等において、別添2の「平成30年度職場の年末安全衛生推進運動への取組要請」に記載しました対策について、確実に実施していただくために周知方ご協力をお願いします。

平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・労働基準監督署

1 趣 旨

第13次労働災害防止推進計画の初年度である本年の愛知県内における労働災害発生状況は平成30年9月末現在で休業4日以上死傷災害は4,527件、内死亡者数は31人となっており、2年連続で増加している。

このような中、年の瀬を迎える慌ただしさの中で、経験不足、安全衛生教育不足等により、働く仲間の誰一人としてケガをすることなく、明るく新たな年を迎えられるよう、リスクアセスメントの手法を用いた論理的な安全衛生管理の推進・定着により労働災害の防止を図るため「平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開する。

2 推進スローガン

「 無災害・みんなで迎える 明るい新年 」

3 職場の年末安全衛生推進運動目標

論理的な安全衛生管理の推進・定着による労働災害の防止

4 平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動 実施期間

平成30年12月1日 ～ 平成30年12月31日

5 主 唱 者：愛知労働局・各労働基準監督署

6 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(社)日本ボイラ協会愛知支部、(社)日本クレーン協会東海支部、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

7 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署幹部と労働災害防止団体幹部との合同パトロールによる労働災害防止の機運の醸成
- (2) 職場の安全衛生推進運動のポスター・リーフレット配布等による意識啓発活動
- (3) 事業者の行うリスクアセスメント等への支援・指導

8 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生への所信表明と職場巡視
- (2) ポスター等の掲示による意識啓発
- (3) リスクアセスメントの手法による災害防止対策
 - ・リスク対応が先送りされている応急箇所恒久対策処置
 - ・職場内で使用される化学物質の安全データシート(SDS)情報に基づく管理
- (4) 年未年始の学生アルバイト等新規採用者への雇い入れ時安全衛生教育の確実な実施
- (5) 転倒災害防止、腰痛予防対策等の推進

平成 30 年度職場の年末安全衛生推進運動への取組要請

平成 30 年
愛 知 労 働 局 長

第 13 次労働災害防止推進計画の初年度である本年の愛知県内における労働災害発生状況は平成 30 年 9 月末現在で休業 4 日以上死傷災害は 4,527 件、内死亡者数は 31 人となっており、2 年連続で増加しています。

このような中、年の瀬を迎える慌ただしさから来る作業優先の考えや安全衛生対策の不徹底から発生する労働災害を防止するため、以下の取組をお願いします。

1 全業種の事業場で取組む事項

- (1) 経営トップが安全衛生管理方針についての所信表明を行い、運動期間中に職場巡視を行うなど率先して積極的に取り組み、労働者の安全意識高揚のための啓発を実施。
- (2) 設備・機械等の危険源の性質ごとに安全衛生対策が適切に講じられているか、リスクアセスメント手法等を用い対策状況を確認し、より安全な対策への移行が図れないかを検討。
- (3) 「故障中」、「要修理」等の表示のまま放置された設備や、仮囲い、三角コーンやトラロープによる接近防止のための応急対策のまま、大きなリスクを放置しているような箇所への適切な恒久的安全衛生対策の実施。
- (4) 職場で使用している化学物質について、譲渡者・提供者等から安全性データシート（SDS）を入手し、その SDS 情報を利用した、ばく露防止等安全な取扱い方法や異常時の対処方法等の教育、保護具の点検などの安全衛生管理の実施。
- (5) 各労働者による安全衛生作業マニュアルの再読・再確認による安全作業手順の遵守。
- (6) 積雪・道路凍結等自然環境への対応として靴等の滑り止め、冬用タイヤへの換装、チェーン等の準備。
- (7) 転倒災害防止、腰痛予防対策の推進

2 業種毎で取組む事項

ア 製造業、商業、通信業、社会福祉施設、接客娯楽業、ビルメンテナンス業

年末年始の繁忙対応のために採用されるパート、学生アルバイト等の未経験者などへの就業時における安全衛生に関する雇入れ時教育の確実な実施と、安全作業方法の教育訓練の実施等。

イ 建設業

繁忙のため新規入場者教育が省略されることがないように、業界として教育の徹底と、安全な作業床と昇降設備の確保を前提とする墜落防止対策の徹底。

ウ 道路貨物運送業・陸上貨物取扱業

年末用品等の配送増加など繁忙が予想されることから、交通労働災害防止対策のためのガイドライン、荷役作業の安全対策ガイドライン等に基づく管理の徹底。